

議案第58号

三芳町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

三芳町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年12月1日提出

三芳町長 林 伊佐雄

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省第61号）の一部改正に伴い、本条例を改正したく、提案するものである。

三芳町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

三芳町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年三芳町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「利用開始時の」を「、同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考

三芳町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正後	現行				
(利用乳幼児及び職員の健康診断)	(利用乳幼児及び職員の健康診断)				
<p>第17条 略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査</u>（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、<u>当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u>この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等</u>の結果を把握しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="181 937 1102 1215"> <tr> <td data-bbox="181 937 631 1044">児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</td><td data-bbox="631 937 1102 1044">利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</td></tr> <tr> <td data-bbox="181 1044 631 1215">乳幼児に対する健康診査</td><td data-bbox="631 1044 1102 1215">利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr> </table>	児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断	乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断	<p>第17条 略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u></p> <p><u>が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u>この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u></p>
児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断				
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断				
3 及び4 略	3 及び4 略				